

# 今般の台風被害等で活用可能な地方債の例

地方公共団体から質問の多かった事例について、例えば、以下の事業債が活用可能ですので、御留意ください。

## 1 災害復旧事業

財政融資資金及び民間等資金（民間等資金の活用も可能）

被害状況	必要な事業	地方財政措置
土砂堆積 	道路や河川に堆積された崩土及び林木等の除去	補助・単独災害復旧事業債の対象 【例】道路・河川の崩土の堆積が、 ・道路の幅員の4割を超える場合、河川の河道断面の3割程度以上の場合は、公共土木施設等補助事業に該当し、その地方負担分は、補助災害復旧事業債（要災害査定）（現年災）充当率：100%、交付税措置率：95% ・道路の幅員の4割以下の場合、河川の河道断面の3割程度未満の場合は、一般単独災害復旧事業債（災害査定不要）充当率：100%、交付税措置率：47.5～85.5%

※単独災害復旧事業に係る取り扱いについては、貸付の柔軟化・円滑化・簡素化を図るよう、財務省理財局からも全国の財務局等宛て周知済み（別添参照）

## 2 防災・減災対策事業

地方公共団体金融機構資金及び民間等資金

被害状況等	必要な事業	地方財政措置
土砂崩土 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有地の地方自治体による防護柵（公共施設）の設置</li> <li>・防護柵（公共施設）を設置するための民有地に堆積された土砂の撤去</li> </ul> 【例】土砂を撤去しなければ、法面に土砂崩落防止を目的とした防護柵を緊急に設置できない場合	緊急自然災害防止対策事業債の対象（林地崩壊防止事業等） 充当率：100%、交付税措置率：70%
支流氾濫 	支流氾濫対策 【例】普通河川、防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない一級河川、二級河川や総合流域防災事業の対象工事とならない準用河川に係る河川改修	緊急自然災害防止対策事業債の対象（河川事業等） 充当率：100%、交付税措置率：70%
状況不明の支流 	支流への水位計・監視カメラの設置や嵩上げ工事 【例】河川水位情報や監視カメラ・ドローンからの映像等の情報を関係機関や避難所へ送り、警報等呼びかけるシステム等	緊急防災・減災事業債の対象（消防防災情報通信施設） 充当率：100%、交付税措置率：70%
避難所の寒さ 	指定避難所へのエアコン設置等	緊急防災・減災事業債の対象（指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設（空調・Wi-Fi・バリアフリー化に係る施設等）） 充当率：100%、交付税措置率：70%